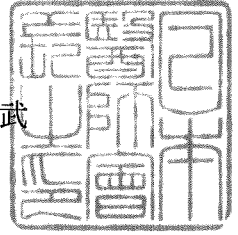


日医発第 641 号 (庶 105)

平成 27 年 10 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義 武



「国民医療を守るための国民運動」の展開について (お願い)

平素は本会会務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在の我が国は、消費税率 10%への引き上げを 2017 年 4 月に延期しながらも、昨年度末の政府債務残高は 1,144 兆円を超えるなど、大変厳しい財政状況にあります。このため、年末にひかえる来年度の政府予算編成に向けては、財務省を中心に増加する医療費の適正化を図ろうとする動きが激しくなるものと予想されます。

しかしながら、医療・介護は公共財であり、国民の生命・健康の保持増進に向けた国家的事業として、最優先されるものでなくてはなりません。そもそも、社会保障制度とは、人間としての優しさと高い倫理観を礎にした制度であり、その目的は社会の安定と国民の安心に寄与することにあります。

したがって、国民が地域で必要かつ十分な医療・介護サービスを受けられるよう、どのような機能を選択しても、地域や患者のニーズに応えている限り、医療・介護の担い手である医療機関等の経営が安定して成り立つための、適切な財源を確保していくことが重要であります。

また、患者や医療機関に不合理な負担を強いている医療に関する消費税問題につきましても、消費税率 10%引き上げに向けて、国民的議論を踏まえ、早急に抜本的な解決を図っていかなければなりません。

このような思いから、“安全と安心を約束する持続可能な社会保障制度の確立を求める国民の声を政府に届けること”を目的とした国民運動の展開について、本日開催した「第 12 回 国民医療推進協議会総会」にお諮りいたしました。その結果、国民医療推進協議会として、「国民医療を守るための国民運動」を展開していくことが、満場一致で承認された次第であります。

つきましては、貴医師会を中心とする各都道府県医療推進協議会におかれましても、上記の趣旨をご理解の上、「国民医療を守るための国民運動」の取り組みを緊急にお願いいたく、特段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

各都道府県医療推進協議会において展開していただきたい運動の概要等は、下記の通りです。



なお、日本医師会ホームページ（<http://www.med.or.jp/>）内に、「国民医療を守るための国民運動」の専用コーナーを設置し、関係資料を掲載しておりますので、ご利用下さい。

記

1. 「国民医療を守るための国民運動」開催期間と目的

期 間：平成 27 年 10 月 7 日 ～ 12 月下旬

- 目 的：(1) 持続可能な社会保障制度の確立に向けて、国民に必要なかつ十分な医療・介護を提供するための適切な財源の確保を、国民とともに政府へ求めていく。
- (2) 国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせ、医療機関等の多くを経営破綻へと導く、医療等に関する消費税問題の抜本的解決を、国民とともに政府へ求めていく。

2. 各都道府県医療推進協議会における活動

- (1) 都道府県医療推進協議会主催の集会を開催し、本国民運動の目的に沿った内容の決議を採択
- (2) 地方議会会期中の都道府県においては、地方議員・議会に対し、地方自治法第 99 条に則った意見書を国会等に提出するよう要望
- (3) 国民集会「国民医療を守るための総決起大会」への参加
開催日時：平成 27 年 12 月 9 日（水） 午後 2 時 00 分～3 時 00 分
会 場：日比谷公会堂
主 催：国民医療推進協議会
※ 参加依頼文書等は別途ご案内いたします。

(お願い)

- ・ 集会名・開催日時・場所等がお決まりになりましたら、お手数ですが、日本医師会庶務課宛に文書、FAX（03－3946－6295）又は電子メール（syomuka@po.med.or.jp）にてお知らせ下さい。
- ・ 集会開催の際には、本国民運動の目的に沿った内容を採択するよう、お願いいたします。採択した決議文は、その写しを日本医師会庶務課宛お送り下さい。
- ・ 意見書の提出が実現した場合、その写しを日本医師会庶務課宛お送り下さい。

3. 活動経費補助

活動経費として、各都道府県医師会に対し、一律 50 万円の補助をさせていただきます。なお、支払日につきましては、別途ご案内いたします。

決 議

国民の健康への願いは「国民皆保険」を実現させ、我が国は世界最高の健康水準を達成した。

今後さらなる超高齢社会を迎えるなかで、我が国が自信を取り戻し、発展をし続けていくためには、社会保障を充実させ、国民に将来の安心を約束していくことが重要である。

よって、本協議会の総意として、次のとおり要望する。

- 一、国民に必要なかつ十分な医療・介護を提供するための適切な財源の確保
- 一、国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的な解決

以上、決議する。

平成27年10月7日

国民医療推進協議会